

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第1号

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会公印規則（昭和44年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）新潟市立学校適正配置審議会委員長印の項中「教育総務課教育政策担当課長」を「教育総務課長」に改め、同表新潟市社会教育委員会議長印の項中「次長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。